

○松本市住宅耐震改修等促進事業補助金交付要綱

平成27年3月31日

告示第109号

改正 平成29年3月31日告示第84号

平成30年3月30日告示第58号

令和元年7月19日告示第66号

令和2年4月1日告示第92号

(目的)

第1条 この要綱は、地震に対する建築物の安全性の向上を図ることにより、災害に強いまちづくりの推進を図ることを目的に、市内の既存木造住宅（木造在来構法の住宅に限る。）についての住宅耐震改修事業やリフォーム（以下「住宅耐震改修等」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅耐震改修事業 松本市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱（平成16年告示第292号。以下「平成16年要綱」という。）第3条に規定する住宅耐震改修事業のうち、平成16年要綱第5条の規定により住宅耐震改修事業補助金の交付決定を受けたものをいう。
- (2) リフォーム 住宅機能の維持又は向上のために行う修繕、模様替え、設備改善等を行う工事で、住宅耐震改修事業と同時に行う工事をいう。

(補助対象事業等)

第3条 対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象事業	補助対象経費	補助金額
住宅耐震改修等促進事業	住宅耐震改修事業補助対象経費（住宅耐震改修事業の補助対象経費をいう。以下同じ。）及びリフォームに	(1) 住宅耐震改修事業加算分 住宅耐震改修事業補助対象経費が200万円を超える場合に、その超える額の2分の1に相当する額。ただし、その額が30万円を超える場合は、30万円を限度とし、その額に1,000円未満の端数があると

	要する費用	<p>きは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>(2) リフォーム補助分</p> <p>補助対象経費（リフォームに要する費用に限る。）の2分の1に相当する額。ただし、その額が10万円を超える場合は、10万円を限度とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。</p>
--	-------	---

2 補助金の交付を受けることができる者は、平成16年要綱第5条の規定により住宅耐震改修事業補助金の交付決定を受けた者とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、松本市住宅耐震改修等促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、松本市住宅耐震改修等促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(計画変更等)

第6条 補助対象事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、第4条に規定する申請書又は関係書類に記載した事項のうち、次のいずれかに該当するものを変更しようとする場合は、あらかじめ松本市住宅耐震改修等促進事業計画変更承認申請書（様式第3号）に変更後の関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 施工箇所及び施工方法
- (2) 耐震改修の計画及び内容
- (3) 補助対象経費の額

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、松本市住宅耐震改修等促進事業計画変更承認通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合は、速やかに松本市住宅耐震改修等促進事業工事遅延等報告書（様式第5号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書（様式第6号）に

より補助事業者に指示するものとする。

(事前着手の禁止)

第7条 補助事業者は、第5条に規定する補助金の交付決定又は前条第2項に規定する通知があるまでは、補助対象事業に着手してはならない。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、松本市住宅耐震改修等促進事業工事中止等届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、松本市住宅耐震改修等促進事業完了実績報告書(様式第8号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告は、補助対象事業の完了日から起算して30日を経過する日又は交付決定の日の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、補助金の額の確定をした場合は、松本市住宅耐震改修等促進事業補助金確定通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知書の交付を受けた後速やかに、松本市住宅耐震改修等促進事業補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の代理受領)

第12条 補助事業者は、当該補助金の受領について、当該耐震補強工事を行った者に委任する方法(以下「代理受領」という。)により行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、当該補助事業の総事業費から当該補助金(平成16年要綱に基づく補助金を含む。)を控除した額を超える額を補助事業者が当該耐震補強工事を行った者に支払っているときは、代理受領できないものとする。

3 前条の規定にかかわらず、代理受領により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、第10条の規定による通知書の交付を受けた後速やかに、松本市住宅耐震改修等促進事業補助金交付請求書(代理受領)(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(支給の原則)

第13条 この事業による補助金の交付を受けた者は、重ねて補助金の交付を受けることはできない。

(書類の整理等)

第14条 補助事業者は、補助対象事業の実施に係る書類を整理し、補助金の交付を受けた会計年度が終了した後、5年間保管しなければならない。

(補足)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第84号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の松本市住宅耐震改修等促進事業補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

3 この告示による改正前の松本市住宅耐震改修等促進事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間新要綱の規定による様式とみなす。

附 則 (平成30年3月30日告示第58号)

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の松本市住宅耐震改修等促進事業補助金交付要綱の規定により使用されている様式は、この告示による改正後の松本市住宅耐震改修等促進事業補助金交付要綱の規定による様式とみなす。

附 則 (令和元年7月19日告示第66号)

(施行期日)

1 この告示は、令和元年7月19日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の松本市住宅耐震改修等促進事業補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

3 この告示による改正前の松本市住宅耐震改修等促進事業補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間、新要綱の規定による様式とみなす。

附 則（令和2年4月1日告示第92号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和元年7月19日から施行する。